

西大路定住宅地造成地の

団地名称を募集します

現在、定住を目的に進めている西大路宅地整備事業につきまして、令和2年度中に工事を完了し、令和3年度から分譲を開始する予定で事業を進めています。

この定住宅地団地が地域に愛され、親しまれる団地となることを願います。

●募集内容：西大路定住宅地団地の名称

●募集期限：12月25日(金)まで

●応募資格：日野町にお住まいの方

●応募方法：建設計画課までご持参いただくか、次の応募先へ郵送(消印有効)または、メール、FAXにてご応募ください。

郵送：〒529-1698

日野町河原二丁目1番地

日野町役場 建設計画課 都市計画担当

メール：

kensetu@town.shiga-hino.lg.jp

FAX：0748-52-2043

●応募用紙：任意の様式に記載事項を記入の上、ご応募ください。

◆問い合わせ先 建設計画課 都市計画担当 ☎0748-52-6567

《記載事項》

①団地名称(おひとりの名称まで)

②氏名 ③住所 ④電話番号

●特典：採用されました方には、採用名称と共に広報ひの・ホームページにて氏名を公表させていただきます。

また、ささやかなプレゼントをお渡しします。

●選定方法：日野町と滋賀県土地開発公社との協議により1点を決定します。

●採用名称の決定時期：令和3年3月(予定)

●その他：

※採用名称の著作権及び使用权、その他一切の権利は「滋賀県土地開発公社」に帰属となります。

※採用名称について、著作権等に関する問題が生じた場合は、全て応募者の責任となります。



あなたのお家を無料で耐震診断

ブロック塀等の解体に補助金も

日野町では、地震災害等による住宅被害を最小限にするために、無料で専門家による住宅の耐震診断やブロック塀等の倒壊による事故の低減を目的としたブロック塀等の解体補助を行っています。

耐震診断

【対象住宅】

日野町内に存する木造住宅で以下のすべての要件にあてはまるもの

●昭和56年5月31日以前に着工され、完成している

●延床面積の半分以上の部分が住宅として使われている

●階数が2階以下でかつ延床面積が300㎡(約90坪)以下

●木造軸組工法で、枠組壁工法(ツーバイフォー)、丸太組工法でない

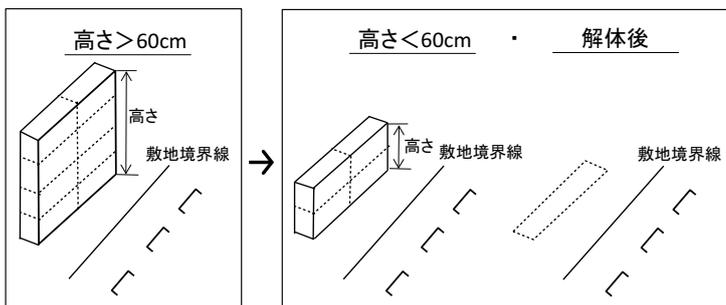
●大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でない

ブロック塀等

【補助対象工事】

●ブロック塀等の高さを60cm未満にする解体工事

●【補助金額】
ブロック塀等の壁面面積に3,000円/㎡を乗じた額または補助対象経費に23%を乗じた額のいずれか低い額(上限10万円)



◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当 ☎0748-52-6567

新しく犬を飼われた方へ



新しく犬を飼われる場合や犬と一緒にほかの市町村から転入された場合は犬の登録が必要です。登録は住民課生活環境交通担当にて行います。

飼い犬への予防接種については狂犬病予防法の規定により、年に1回受けていただくことが義務付けられます。

ています。そのため、責任をもって動物病院などで予防接種を受けていただくようお願いいたします。

なお、町では毎年4月から5月にかけて各地区の公民館などで狂犬病の予防接種を実施しています。実施日が近づきましたら、はがき等でご案内します。

◆問い合わせ先 住民課 生活環境交通担当 ☎0748-5216578

あなたの意志を伝えておきませんか？

10月は、臓器移植普及推進月間です

臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった場合に、人の健康な臓器を移植して、機能を回復させる医療です。

現在、臓器移植待機者1万4千人のうち、1年間で移植を受けられる人は、わずか2%といわれています。

もしものとき、臓器

移植により誰かの命を救えるかもしれないし、助けてもらうかもしれない。一人ひとりが臓器提供について家族と話し、意思を伝えておきませんか。



◆問い合わせ先

臓器提供意思表示カードを希望される方
保健センター ☎0748-5216574
臓器移植に関する問い合わせ
(公社)日本臓器移植ネットワーク
フリーダイヤル 0120-078-11069
<http://www.jotnw.or.jp>

みんなで支えあう 国民健康保険

65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税が申請により軽減算定されます

雇用情勢が厳しいことを踏まえた離職者支援の一環として、国民健康保険税の一部(所得割)の軽減を実施しています。

○対象者

①雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した方)

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に 11 12 21 22 31 32 の記載がある方

②特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)

雇用保険受給資格者証の離職理由欄に 23 33 34 の記載がある方

※離職時点で65歳未満の方

※令和2年度については、平成31年3月31日以降に離職された方

○軽減算定の内容

離職日の翌日からその翌年度末までの間、前年の給与所得を30%とし

て算定し、負担軽減をはかります。ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の所得は通常の額として算定します。

○申請の方法

軽減を受けるには、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証と国民健康保険被保険者証および印鑑をご持参ください。

雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、公共職業安定所(ハローワーク)で再交付を受けた後に申請をお願いします。

国民健康保険税 減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少、災害などの特別な事情により国民健康保険税の支払いが困難な場合は、申請により減額や免除が認められることがあります。お早めにご相談ください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎0748-5216584